

第33回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年3月20日（月）午後1時30分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

報告第1号 農地等の現況に関する照会について

報告第2号 農地法第3条の規定による許可について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可について

議案第1号 農用地利用集積計画について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 大田原市農業委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する農業委員会規則の制定について

議案第7号 大田原市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定について

議案第8号 大田原市農業委員会が定める別段面積の指定に関する公示の廃止について

議案第9号 大田原市空き家等に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について

追加議案第1号 大田原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について

5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1番 津久井 勝之 2番 笹沼 保治 3番 秋本 則夫

4番 瀧田 歌子 5番 佐藤 孝 6番 唐橋 洋子

7番 助川 悦夫 8番 阿見 芳 9番 高瀬 隆至

10番 郡司 裕一 11番 屋代 幸子 12番 森 隆道

13番 荒井 一夫 14番 越沼 良 15番 鈴木 賢一

16番 相馬 和恵 17番 木村 光一

6 欠席委員 なし

7 本会に出席した職員

(1) 事務局長 伊 藤 甲 文

- (2) 農業振興係副主幹 築 瀬 しのぶ
(3) 農地調整係長 金 山 和 弘
(4) 農地調整係主査 菊 池 康 弘
(5) 農政課農政係主査 菊 池 琴 乃

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（伊藤 甲文） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長（荒井 一夫） 本日の出席委員は17名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから第33回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、14番越沼委員、15番鈴木委員を指名いたします。会議の書記につきましては、事務局の築瀬副主幹をお願いいたします。

議 長（荒井 一夫） 事前に配布した議案資料に訂正等がありましたら、事務局から説明願います。

事務局（菊池 康弘） 農地調整係菊池です。議案書74ページ75ページの申請番号91番、94番及び95番の受人の住所が間違っておりましたので訂正いたします。

議 長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。

報告第1号「農地等の現況に関する照会について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（金山 和弘） <総会資料説明 4ページ、別冊資料説明>

議 長（荒井 一夫） 次に担当地区委員から現地調査の結果をご報告願います。森委員。

担当地区委員（森 隆道） 2月14日に事務局と私と森推進委員で現地を確認してまいりました。現地は耕作していますが、全体の面積からすると狭小で、家庭菜園として利用されています。宅地とすることが適切かと思われま。以上、ご報告いたします。

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

- 議 長 (荒井 一夫) 次に、報告第2号「農地法第3条の規定による許可について」及び報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を一括上程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 5、6 ページ>
- 議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
- <挙手なし>
- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第2号及び報告第3号を終わります。
- ここで、議長を鈴木会長職務代理者と交代します。
- <議長交代>
- 議 長 (鈴木 賢一) 交代して議事を進行いたします。
- 議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (菊池 琴乃) <総会資料7～66ページ>
- | | |
|--------------------|-----|
| 農地中間管理機構特例事業 | 4件 |
| 利用権設定等促進事業 | 89件 |
| 農地中間管理事業(集積計画一括方式) | 7件 |
- 議 長 (鈴木 賢一) 事務局の説明が終わりました。本件は、議事参与となる案件がありますことから、議案を分割して質疑、採決を行います。
- はじめに、資料13ページ、14ページ、利用権設定等促進事業の申請番号3-6及び3-7について、13番荒井委員が議事参与に該当いたします。つきましては荒井委員は退室願います。
- <荒井委員 退室>
- 議 長 (鈴木 賢一) これより質疑に移ります。質疑はございませんか。
- <挙手なし>
- 議 長 (鈴木 賢一) 質疑がないようですので、採決いたします。
- 利用権設定等促進事業の申請番号3-6及び3-7について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
- <全委員起立>
- 議 長 (鈴木 賢一) 全委員賛成と認めます。
- 本件については原案のとおり決定することといたします。
- 審議終了により13番荒井委員の入室を認めます。
- <荒井委員 入室>
- 議 長 (鈴木 賢一) ここで議長を交代します。
- <議長交代>
- 議 長 (荒井 一夫) 次に、資料37ページ、利用権設定等促進事業申請番号3

ー49について、17番木村委員が議事参与に該当いたします。つきましては、木村委員は退室願います。

<木村委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。申請番号3ー49について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により17番木村委員の入室を認めます。

<木村委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 次に、資料38ページ、利用権設定等促進事業申請番号3ー52について、11番郡司委員が議事参与に該当いたします。つきましては、郡司委員は退室願います。

<郡司委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。申請番号3ー52について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により11番郡司委員の入室を認めます。

<郡司委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 次に、資料41ページ、利用権設定等促進事業申請番号3ー57について、12番森委員が議事参与に該当いたします。つきましては、森委員は退室願います。

<森委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。申請番号3ー57について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により12番森委員の入室を認めます。

<森委員入室>

議長 (荒井 一夫) 最後に、残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。議案第1号の残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は10件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) 資料の67ページをご覧ください。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてをご説明いたします。申請件数は、10件です。

(中略)

番号75については、●●●にお住いの●●●氏が所有する農地を、●●●在住の●●●氏に売買するものであります。売買価格は10アールあたり13万円となっております。

番号76については、●●●にお住いの●●●氏が所有する農地を、●●●在住の●●●氏に売買するものであります。売買価格は10アールあたり28万円となっております。

番号75及び76番について補足説明いたします。

譲受人●●●氏は●●●のほかに約7ヘクタールの農地を所有している農家であります。また同時に●●●の会長でもあります。申請地の●●●の農地は自宅からの所要時間30分、●●●の農地は自宅からの所要時間40分であります。いずれの農地も付近に耕作する農地はありません。

申請に当たり、申請者代理人と面談を行いましたが、昨年の農業申告は賃料と作業委託料を相殺しているため、所得なしとのことでありました。また申請に合わせて農業を行うとの誓約書と、営農計画書の提出を求め、受理した経緯がございます。

しかしながら、●●●氏の農業の実態は、農作業従事の実績がない上、農家から農地を早く購入することで土地を確保し、3年を経過後に●●●が開発している事例がいくつか見受けられます。他の不動産業者では農地を取得することができないため、開発見込み地を仮登記せずに押さえている状況であります。

農家でもある●●●氏は確かに3条の許可申請を提出できますが、農業をしている形跡が窺えず、農業申告もしていない●●●氏は、取得した農

地を転用前提に取得し、申請の目的が投機、投資目的であることが推定されます。

ゆえに、許可要件である全部効率利用要件及び農作業常時従事要件を満たすことは厳しい状況であると考えられます。

(中略)

以上10件のうち申請番号75及び76以外につきましては、農地法第3条第2項(権利移動の制限)には該当いたしません。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。森委員。

現地調査担当委員(森 隆道) 農地法第3条の規定による許可申請のうち申請番号75及び76を除く8件について、担当推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、許可することに問題はないものと思われま

す。申請番号75及び76についてですが、いずれの農地も既存分譲地に近く、これまでも3条許可を受けた農地を転用することを何度か繰り返しており、事務局の説明のとおり耕作をしている様子も見られず、転貸をしていることも認めているようであります。以上の経過等を検討したところ、投機目的であると思われ、不許可が相当と考えます。以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移りますが、先ほどの担当委員からの報告で、許可について問題があるとの話がありましたので、本議案については、申請番号75及び76とその他の案件を分けて審議することといたします。

まず、申請番号75及び76を除いた8件について、質疑はございませ

んか。

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号75及び76以外の案件について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

次に、申請番号75及び76について、ご意見等伺いたいと思います。いかがでしょうか。

<木村 光一委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 17番木村です。事務局説明にあった譲受人は会社でどのような役職になるのでしょうか。また、過去に市内でこのような形式で申請許可し

ている面積等分かればお願いします。

事務局（菊池 康弘） 譲受人ですが、現在、会長職に就かれております。次に、このような形式での申請ですが、平成28年に3条許可にて購入した土地が21,516㎡あります。その後、平成28年3月15日にその内13,000㎡を資材置き場として4条申請を出しておりますが、当時の農業委員会総会におきまして、不許可となり、さらにその後、同じ農地を再度資材置き場で4条申請を出し、許可となった経緯がございます。

このように、3条許可を得た後4条の転用をした農地はそのみになりますが、現在3条の許可を得て所有している農地が●●●地内と●●●地内がございます。●●●の農地は付近が分譲地となっているような箇所です。●●●の農地も大きな道路に面しているような箇所ですので、開発目的と思われるかもしれませんが。

木村 光一委員 過去にも同様の手法が使われていたと思います。譲受人は農業人だという形を取っておられると思いますが、市の農地で農業を行っている実態がないとなりますと、投機目的あるいは所有権の移転での投資の要素が高いと思います。過去に許認可したものは覆されませんが、これからどうしていくかを真摯に受けとめ、委員会の毅然とした態度も必要だと思います。以上です。

議長（荒井 一夫） 他の委員からもご意見いただければと思います。

<越沼 良委員挙手>

議長（荒井 一夫） 越沼委員。

越沼 良委員 3条で取得した農地の耕作状況はどうなっておりますか。

事務局（菊池 康弘） ●●●地内の農地は、作付けをしている状況はうかがえませんが、草刈り等保全管理はされておりました。●●●地内の農地は、代理人に確認したところ、本人は作っておらず、第三者に管理を依頼しているとの回答でした。

事務局（金山 和弘） 補足説明をさせていただきます。●●●の経営農地は、資料69ページにあります。大田原市内で21,557㎡です。内訳は、●●●地内が4,808㎡、残りが●●●地内となります。

越沼 良委員 ●●●地内は昨年総会にあがったものと記憶しておりますが、そうなりますと、所有してすぐに転貸したという流れがうかがえます。時期について確認したいのでお願いします。

事務局（菊池 康弘） ●●●地内の農地は、令和4年7月20日の農業委員会総会において許可となった箇所でございます。代理人と面談したところ、令和4年度の途中ということもあり、以前の耕作者にそのままお願いしているとのことでした。今年においてもその方に耕作をお願いするかもしれない旨の話もされておりました。

越沼 良委員 その際は、今回行ったような誓約書等はしていなかった訳ですね。そうしますと、所有するにあたり最初から耕作する意思はなかったと考えるのが相当かと思えますし、令和5年の作付け計画についてもそのような意図が私には感じられます。

その上で、誓約書は破った場合どうなるのかが明確に示されていないと効果がないのかと思えますが、そのあたりはいかがでしょう。

事務局 (金山 和弘) 誓約書については、それを基に処分ができるかと言われますと、それはないと思われまます。耕作の意思は見せたが実態が伴わなかったということになるものと思われまます。

議長 (荒井 一夫) 他の皆様はいかがでしょうか。

先ほどの不許可から許可になった案件につきましても、3条許可後すぐに転用の申請があがったため、不許可にした流れがありました。

また、先ほどの質問にもありましたが、基本的な考え方として、拘束力はありませんが、買い入れた方が3年3作程度は耕作することを基準ルールとして考えておりますので、そういった懸念が見受けられましたので、面談調査の流れになりました。

みなさん、ご意見いかがですか。

<佐藤 孝委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 孝委員 個人で7ヘクタール所有しているが、農業所得はない、営農活動もないという状況でありますと、住所地の市町でもそのような土地があるのではと思われまますが、そちらの農業委員会から情報等は入っていますでしょうか。

事務局 (菊池 康弘) ●●●農業委員会事務局にも確認を取りましたが、そちらでは管理されているとの回答でありまます。

事務局 (金山 和弘) 補足説明をさせていただきます。誓約書提出に併せ、農業所得の申告書の写しの提出も求めておりました。しかしながら、農業の申告をしていないとのことでしたので、実態等それ以上踏み込んだ調査はしておりまません。

議長 (荒井 一夫) 他にございまますか。

採決に入らせていただいてもよろしいでしょうか。

ただ今までの説明、ご意見等を踏まえ、申請番号75及び76につきまして、賛成の方は、起立願いまます。

<全委員起立なし>

議長 (荒井 一夫) では、許可できないとお考えの方、起立願いまます。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員反対と認めまます。

議案第2号の申請番号75及び76は、不許可とすることといたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（菊池 康弘） <総会資料70ページ、別冊資料説明>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。森委員。

現地調査担当委員（森 隆道） 親園地内の申請番号13は、納屋と母屋への進入路の違反状態を解消するための転用申請であります。納屋と進入路は既に設置されている状態ですが周辺地域への影響は軽微と判断してまいりました。許可することに問題ないと思われます。以上です。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第3号は、原案のとおり許可することといたします。

次に議案第4号「農地法第5条に規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は15件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（菊池 康弘） <総会資料71～75ページ、別冊資料説明>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果を報告願います。森委員。

現地調査担当委員（森 隆道） 北金丸地内の申請番号81ですが、現地は畑として利用されていたようです。北側に農地が残りますが、農地への影響も少ないと思われることから許可することに問題はないものと思われます。こちらの農地へは農機具を21台置く予定との事です。

次に、南金丸地内の申請番号82です。現地は、水稻が作付けされていたようです。西側に農地が残りますが、周辺の農地への影響は軽微であると判断し、許可することに問題はないものと思われます。

次に、宇田川地内の申請番号83ですが、現地は水稻が作付けされていたようです。南側に農地が残りますが、周囲への影響も少ないと思われることから、許可することに問題はないものと思われます。

紫塚4丁目地内の申請番号84です。現地は、すでに農地としての利用はされていないようです。周辺農地への影響も少ないと思われることから、許可することはやむを得ないものと思われます。

次に、元町2丁目地内の申請番号85です。現地は、すでに農地として

管理はされておらず、空き地となっています。周囲に農地もなく、ほかへの影響もないと思われることから許可することに問題はないものと思われます。しかし、この農地の道路反対側に令和4年12月16日付けで4条及び5条申請があった箇所があります。ここはまだ手付かずの状態ですし、他にも手付かずの状態の箇所があると聞いております。今後、この受人については慎重に検討する余地が必要かと思えます。

次に、加治屋地内の申請番号86です。現地は、耕作はされていないようです。周辺への影響は少ないことから、許可することに問題はないものと思えます。

親園地内の申請番号87です。先ほど議案第3号で4条転用申請のありました箇所です。現地は野菜が作付けされています。隣接する農地はなく、影響は少ないと思われることから許可することに問題はないものと思えます。

薄葉地内の申請番号88です。すでに材木置き場として利用されています。所有者から使ってくれと頼まれ、農地法の規定を知らずに転用してしまったことは同情の余地もあり、始末書もあることからやむを得ないと考えます。隣接する農地はなく、影響は少ないと思われることから許可することに問題はないものと思えます。

加治屋地内の申請番号89です。現地は適切に作付けがなされていたようです。隣接する農地には影響がないよう施工するとのことですので、許可することに問題はないものと思えます。

美原2丁目地内の申請番号90です。現地は野菜が作付けされています。周辺は開発されており、農地への影響は少ないと思われることから許可することに問題はないものと思えます。

湯津上地内の申請番号91から95です。現地はほとんど耕作が行われておらず、遊休農地となっています。一部だけ野菜が作付けされています。西側に牧草地がありますが、影響は少ないと思われることから許可することに問題はないものと思えます。以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤 隆委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 孝委員 申請番号82ですが、第1種農地ということですが、今後、西側に住宅地化が進むという危険性といえますか、心配はないのでしょうか。

また、申請番号87、88、89ですが、農振の除外申請は済んでいるのでしょうか。

事務局 (菊池 康弘) 申請番号82についてですが、委員ご指摘のような心配は

あるかと思われませんが、西側の農地は農業振興地域に指定されており、指定を外すところから進めないといけない一段ハードルが高いような場所になります。ですので、そういった点も考慮しながら見ていく必要があるかと思えます。

事務局（金山 和弘） 農業振興地域として指定されておりますが、申請番号８７、８８、８９につきましては、農振農用地としての地域には当たっておりませんので、農振除外の手続きは必要ありません。おそらく、どちらの農地も住宅地に寄り添うような形で存在している農地ですので、将来を見越して農振農用地から外れていたのではないかと思います。

議長（荒井 一夫） 他にございますか。
＜木村 光一委員挙手＞

議長（荒井 一夫） 木村委員。

木村 光一委員 申請番号９１から９５については、同じ所有者でも受人に２社入っていますが、その関係性は分かりますか。

事務局（菊池 康弘） 関係性は不明です。

木村 光一委員 冒頭の説明で住所が変更されておりますが、これは突然のものでしょうか。

事務局（菊池 康弘） そちらは資料作成時の記入ミスです。申し訳ありません。

木村 光一委員 太陽光発電も大きい会社小さい会社あると思います。どういった会社か等受付する立場として調査する必要もあるかと思いますので、今後よろしくをお願いします。

また、申請番号８５の受人に関しまして、現在許可を受けた土地で未開発の土地はどの程度ありますでしょうか。

事務局（菊池 康弘） 直近ですと、●●●地内にあります分譲地ですが、今月中には造成工事に着手したいとのこと。さらに、●●●の分譲地は、４月から造成工事に着手したいとうかがっています。●●●地内は、まだ未着工となります。●●●地内は、都市計画課の開発許可の変更申請がありまして未着手となっておりますが、許可がおり次第着手したいとの話がありました。●●●

地内の分譲地につきましては、進行中という状況です。

木村 光一委員 変更も社会情勢、経済情勢等がありやむを得ないと思いますが、計画性をもった申請でないといけないと思います。申請受付の際は、計画の具体性等も慎重に確認をお願いします。

議長（荒井 一夫） 他にございますか。
＜越沼 良委員挙手＞

議長（荒井 一夫） 越沼委員。

越沼 良委員 申請番号９１から９５についてですが、これらは一体開発としてみ

なされないのはなぜでしょうか。

事務局（金山 和弘） それぞれの区画をフェンス等で囲い、囲んだエリアを1つの事業所として申請をしているようで、別の規制の関係なのか事業者側の都合で分割しているように感じられました。

越沼 良委員 私の認識では、会社が違っていても、同一の所有者であったり、隣接地であったり、施工業者がどうであるか、電線電柱の共有化するかなどで一体開発とみなされる要件があると思います。そこは他部署と連携をとりながら確認すべきかと思います。

次に、申請番号88番についてですが、受人が個人で申請事由が資材置き場とありますが、受人について情報がありましたらお願いします。

事務局（金山 和弘） 材木の仲買人のような業務に携わっているようです。

越沼 良委員 最後に、申請番号85についてです。申請地の北側に4軒の分譲地があるのですが、工事が終了してから3年が経過しているかどうかの確認をお願いします。恐らく、別会社だと思いましたが、今回の受人と同一か親族の方が代表の会社だったと思います。また、面積についても、合わせるに開発許可が必要な案件かと思いましたが確認をお願いします。

事務局（伊藤 甲文） いつ頃のお話かご記憶ありますか。

越沼 良委員 私も過去の総会資料で遡ったのですが、見つけられませんでした。

事務局（金山 和弘） では、地番等で確認し、後日報告させていただきます。

越沼 良委員 こちらについては、許可が必要になるような案件になってくるかもしれないので、その内容が確認できない事には許可するかの判断ができないのではないのでしょうか。

事務局（金山 和弘） 今の段階では確認できない状態なのと、一体としてみるかにつきましても、都市計画課の判断が絡んでまいります。ですので、今ここでお答えするのができかねます。

議長（荒井 一夫） よろしいですか。

越沼 良委員 個人的には疑問が残りますが、分かりました。

議長（荒井 一夫） では、後日、どういう形でも報告をいただくということでよろしく願いいたします。

他にございますか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） ありがとうございます。全委員賛成と認めます。

議案第4号は、原案のとおり許可することといたします。

次に議案第5号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数

は4件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料説明 76、77 ページ、別冊資料説明>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。森委員。

現地調査担当委員 (森 隆道) 宇田川地内の申請番号47です。現地は進入路と納屋となっており、証明することに支障はないと思われま

す。次に、湯津上地内の申請番号48です。現地は、塀に囲まれ、庭木が植えてあります。証明することに支障はないと思われま

す。羽田地内の申請番号49です。現地は、古い母屋があり、農地として利用された形跡はありません。証明することに支障はないと思われま

す。薄葉地内の申請番号50です。現地は住宅と屋敷林があり、証明することに支障はないと思われま

す。以上、ご報告いたします。
議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は、原案のとおり証明することといたします。

次に議案第6号「大田原市農業委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する農業委員会規則の制定について」並びに議案第7号「大田原市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定について」は、ともに関連いたしますことから、一括して上程いたします。事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 78～81 ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、順次採決いたします。

はじめに、議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第7号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第8号「大田原市農業委員会が定める別段面積の指定に関する公示の廃止について」並びに議案第9号「大田原市空き家等に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について」は、ともに関連いたしますことから、一括して上程いたします。事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 82、83 ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、順次採決いたします。

はじめに、議案第8号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第8号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第9号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、追加議案第1号『大田原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について』を上程いたします。事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <別紙資料説明>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

追加議案第1号は、原案のとおり承認することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、全て終了いたしました。

次にその他に入ります。委員の皆様から何かございましたらお願いします。

<鈴木 賢一委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 鈴木委員。

鈴木 賢一委員 地域の方から、羽田地区の盛り土の件について問合せがありました。事務局で何か情報ありましたらお願いします。

事務局 (金山 和弘) その件につきましては、本日午前に申請者の所に伺い話を聞いてまいりました。

ご本人の話によりますと、今後の計画については未定とのことでございます。元の計画では、あの量の土を搬入する予定でなかったもので、業者側は盛り土を別の場所に持っていき、農地に戻す予定のようですが、行先が見つからないと業者から言われているそうです。

現在、許可をしている一時転用につきましては、許可期限を過ぎており、違反転用状態になっている説明をしまして、早急に一時転用の事業計画変更届を出していただくようお願いしてまいりました。

また、生活環境課でも、申請のあった箇所以外にも土砂を盛っているため、土砂条例違反であるという旨の文書を準備しているようですので、生活環境課に申請をしている業者は今後対応していく形になると思われま

鈴木 賢一委員 水質調査を求めている方がおられるのですが、生活環境課等で対応いただき、情報を示してもらえるようよろしくお願いします。

事務局 (金山 和弘) 生活環境課へそういった声があると話してみたいと思います。

議 長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<木村 光一委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 今後も生活環境課と協力してやっていくと思いますが、発端を作った、許可をしたのは農業委員会だということを肝に銘じていかなければならないと思います。今後ともこの件については委員会としてやっていってもらえればと思います。

議 長 (荒井 一夫) その他ございますか。

議 長 (荒井 一夫) ないので、以上で第33回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後3時18分 閉会